

承継新聞

大分県事業承継新聞

9月15日 (日曜日)

発行所: 大分県商工会連合会
事業承継ネットワーク事務局
事業引継ぎ支援センター内
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-535-7230
Fax 097-585-5011
https://hikitsugi.oita-shokokai.or.jp/push/

事業承継計画を作ってみませんか? 事業を軌道に乗せるためのツール

家を建てるには設計図。事業承継には『事業承継計画書』が必要と言われています。計画なしに事業を進めると、思わぬ落とし穴に入ると、うまくいかなかった例がたくさん出ています。後継者とのコミュニケーションができて、会社を飛び出したという話。従業員が将来の不安を募らせ、やめていったという話。株を譲るタイミングのずれや、争族問題になったという話を聞きます。

作成手順は?

作成手順1 準備するのは、企業の概要がわかる書類。例: 法人では、株主名簿、過去3年分の決算書、現経営者の資産目録。
作成手順2 承継の中長期目標、基本方針を決めます。事業の方向性を定め、誰に、いつ、どのようにならなければならないかというように承継させるかという点です。その際、会社の強み、弱み、機会、脅威(SWOT分析と言います)を作成し、会社のポジションを見える化して、後継者に引き継ぐまでにこの部分を強化するなど対策を検討します。

作成手順3 いつから、いつまでの間に引き継ぐか?
現在から現経営者が完全引退するまでの計画(ここでスケジュール、〇年後ということが決まります)。65歳から70歳くらいまでに承継を完了させることが理想とされています。経営者が元気なうちにしっかりバトンタッチができるからです。

議論して、共通の認識としての計画にすることが重要です。これが最大のポイントです。一方通行では計画の実践ができません。

家を建てるには設計図。事業承継には『事業承継計画書』が必要と言われています。計画なしに事業を進めると、思わぬ落とし穴に入ると、うまくいかなかった例がたくさん出ています。後継者とのコミュニケーションができて、会社を飛び出したという話。従業員が将来の不安を募らせ、やめていったという話。株を譲るタイミングのずれや、争族問題になったという話を聞きます。

今年10月〜12月にかけて本会が実施する『事業承継セミナー』(本会と共催による開催の予定)に関する商工会・商工会議所は下記のとおり)では事業承継に関する各種施策の説明、事例報告、事業承継計画書を実際に作る研修内容も予定しています。

「三情報」 「融資(個人保証を求めない)」「中小企業の事業承継を促す」方針

政府は、中小企業の事業承継を進める上で、課題であった企業倒産については、個人保証を求めない仕組みづくりに乗り出すと報道されました。新旧経営者の両方に個人保証を求めることを原則禁止するもので、2020年4月から適用することです。特に政府系金融機関である商中金の新規融資は原則無保証、信用保証協会への保証料最大セーフティを定めています。今までは、経営者が代償していたため、新旧経営者に保証を求める「二重課税」がなくなることになり、円滑な事業承継期待されています。

要注意 冒頭で述べたとおり、後継者との共通認識が最重要です。そして、後継者以外の親族や他の役員的心情を配慮することが必要です(承継後に後継者をしつかり支えてもらうためです)。この計画書をブラッシュアップするためには、経営指導員や本会からの専門家派遣の活用も有効です。会社外からのアドバイスは、社内関係者だけでは決めることなどをクリアできるためです。

事業承継計画表(親族内承継) 総合

【基本方針】
 ・中小太田から、長男孝への承継。
 ・5年目に社長交代予定。太田は代表権を学に譲り会長へ就任。10年目に引退。後継者研修も受講。
 ・学には、社内工員→営業部門→本社管理部門と各部門をローテーション。外部の後継者研修も受講。
 ・太田の財産内容がほぼ固定したところで公正証書遺言を作成する(5年目)。

項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
売上高	10億円					13億円					15億円
経常利益	5千万円					7千万円					9千万円
定款・株主名簿	家族・その他	「相続人に対する売却請求制度」の導入	太田の弟から自株式取得(金庫株)	元役員C氏から自株式取得(金庫株)	太田に退職金支給						
年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
役職	社長					会長				相談役	引退
関係者の理解	家族・関係者	社内へ計画発表				取引先・金融機関へ公表					
相続対策		「後継者とのコミュニケーションをとり、経営理念、ノウハウ、ネットワーク等の自社の強みを承継する」									
株式・財産の分配						公正証書遺言の作成					
持株率(%)※2	70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
役職	専務	取締役	専務			社長					
社内関係者の理解	工員・営業部門	本社管理部門									
持株率(%)※2	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
補注	・5年目の相続時特優措置制度による贈与時に「経営承継円滑化法」の活用を各役員・重役別に配慮した遺言書の作成(妻へは自宅不動産と現預金、学へは自株式、二男・長女へは現預金をそれぞれ配分) 注意: 計画の実行に当たっては専門家と十分協議した上で行ってください。										

国東市商工会
日出町商工会
別府商工会議所
日田地区商工会
玖珠町商工会
由布市商工会
九州アルプス商工会

豊後大野市商工会
津久見商工会
野津町商工会
津久見商工会議所
佐伯市番匠商工会

開催日時は、本会HP又は
該当の商工会・商工会議所へお問い合わせください。



ブロックCOだより 堤 泰秀

由布市、大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市を担当する堤です。大分市高城生まれ、高城育ちで、大学入学で上京、卒業後もそのまま東京で就職しましたが都会の水にまじめず7年間の東京生活の後、大分県庁に採用され帰郷しま

した。帰ってきて、大分の風土に再度触れるようになって、『大分っていいな』と感じたのを覚えています。大分県庁時代、林業水産部では漁業者への制度融資を担当、労働委員会事務局では中小企業での個別労働紛争の相談を担当し、中小企業の経営者さんとお会いすることがありました。そんな中で、労務管理や経営の知識にも興味を覚え、社会保険労務士と中小企業診断士の資格を取得することになりました。定年退職後は、再雇用は希望せず、資格

を活かして第2の人生をと考えていた際、大分労働局委託事業で中小企業の生産性向上を支援し、「事業所内最低賃金」の引き上げを図る「業務改善助成金」を普及広報する最低賃金総合相談支援センター・コーディネーターに採用されました。金融機関、商工会議所、商工会、経営者の方に助成金のお知らせや利用のお願いでお会いする機会があり、その際のお会い、教えていただいたことが今も大いに役立っており、とても感謝しています。最低賃金総合相談支援センターが平成2

9年度に廃止され、昨年度から事業引継ぎ支援センターのブロック・コーディネーターとしてお世話になっています。年金も受給するようになりましたが、「亭主、元気で、留守がいい」と言っている妻のためにも、健康第一で、仕事に頑張りたいと思っています。趣味は、旅行や美術館巡り、県下の温泉巡り、新緑や紅葉の頃の山登りです。大分市高城の自宅夫婦2人と毎日一緒に散歩する高齡の雌犬1匹、雌猫1匹と生活しています。

承継事例紹介



事業承継を契機に法人化、伝統の「塗り壁」の魅力PR
後継者 吉見正二郎さん
佐伯市弥生で左官業を営む「株式会社吉見」は、平成9年に正二郎さん(現在41歳)のお父様である正孝さんが平成9年に現在地で開業しました。平成28年には、事業承継を機に株式会社として生まれ変わりました。左官業という業種は、どうしても元受け会社から下請け企業として受注する機会が多いことが特徴です。利益率向上には「一般家庭からの注文増の仕組みをどのようにつくっていくか」、正二郎さんは事業承継をキッカケに試行錯誤をしていました。



佐伯市番匠商工会の増尾経営指導員が事業承継診断のヒアリング時に、今後の事業展開の相談を受けました。その結果、提案型左官業として事業展開する

ためのシヨールーム建設、人手不足を解消するためにモデリング(見習工の早期熟練工育成制度)に取り組み計画を立てました。実現するには多額の建設費用が掛かるシヨールーム建設に、国の事業承継補助制度を活用することを商工会が提案。事業引継ぎ支援センターもお手伝いして、今年度、採択を受けることができました。今後は左官業には少ない女性人材の採用、施工期間の短縮化、高品質化の実現に向けて社内一丸となってまい進していくとのことです。後継者の正二郎さんは「左官の素晴らしさを伝えて行けるように僕自身がパイオニアとなって頑張りたい」と思っています。若者が吉見施工で働きたいと言われる会社にしていきたいですね。」と将来に向けてのビジョンを語ってくれました。日本伝統技術で、日本の風土にもマッチしながら、佐伯市内のみならず、市外へも進出する予定で、今後の展開が楽しみです。

佐伯市弥生平井619番地3
0972(46)0612

事業承継補助金十三件が採択されました

前号でもお知らせした、事業承継補助金の第1次募集の結果発表がありました。大分県内では13件が採択。そのうち、当センターでブラッシュアップ支援をした企業は8社でした。第2次募集もありました。7月26日にすでに締め切られています。来年度以降にこの補助金の継続については未発表ですが、事業を承継する際、さらに発展する仕組みを実行するための設備資金や人件費も補助対象となるので、該当するかもしれない企業の方は、ぜひ検討してみてください。以下に、今年度の要件についてご説明します。

- ③地域の強み(技術、特産品、観光、スポーツ等)の活用に取り組んでいること。
④所在する地域又は近隣地域以外の地域への売上(域外販売)が多い(インバウンド等)による域内需要の増加に伴う売上も含むこと。
⑤新事業等に挑戦し地域経済に貢献するプロジェクトにおいて中心的な役割を担っていること。
⑥その他、当該企業の成長が地域経済に波及効果をもたらす、地域経済の活性化につながる取組を行っている。

【主な使途は?】

対象となる事業承継の期間(来年度募集がある場合は、期間が動くことが想定されます)は、2016年4月1日から補助対象事業期間完了日または、2019年12月31日のいずれか早い日までに、事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った、又は行うことが条件となっています。

【事業内容の条件は?】

- ①地域の雇用の維持、創出などにより地域経済に貢献していること。
②経営している地域又は近隣地域からの仕入(域内仕入)が多いこと。

※設備費を使われる方が多いようです。
原材料費・試供品・サンプル品の製作に係る経費
旅費・販路開拓を目的とした国内外出張に係る交通費、宿泊費
事業承継の際に必要な経

事業承継Q&A

教えて、承継方法の種類を!

Q 私60歳を超えて、事業承継診断を受けてみると、そろそろ3人の子供の長男に会社を引き継がせる準備しなければいけないと思いました。ただ、事業承継にはいろいろな方法があることを聞いたが、具体的にどんな方法があるか教えて欲しい。

A 事業を承継する方法として、単に代表取締役社長という地位を引き継がせるだけではなく、社長のお持

費の多くがこの補助金が対応しています。ただし、前述以外にも多くの条件があります。詳細についてはお近くの商工会・商工会議所の経営指導員へお尋ねして

ちの株式や事業用資産の所有を移すことが必要になります。その具体的な方法として、①相続、②生前贈与、③売買等が考えられます。①のメリットは、後継者が用意する資金が少なく済むこと、社長の地位を譲っても株を持つているので、経営の監視ができることがあります。遺言書の作成は不可欠です。口頭で長男にと言っているだけでも、法定相続分を主張されて株が分散することもありますし、遺言書があっても遺留分の侵害になっていないかも注意が必要です。②生前贈与は、後継者の地位が安定し、モチベーションがアップす

ることが考えられます。デメリットは贈与税が生じることです。負担を少なくするためには、平成30年から始まった事業承継税制の特例措置の利用、贈与時の相続時精算課税制度、暦年課税制度があります。③子供さんに株を売る場合は、遺留分の不安がないことがメリットとしてあります。買うための資金が必要になります。これらは、会社の規模や内容によって最善の方法を検討した方がよいので、お近くの商工会・商工会議所の経営指導員や専門家に相談しましょう。もちろん、引継ぎ支援センターでも問合せOKです。

個人版事業承継税制、しっかり研修しました



講師の加藤一郎税理士

商工会・商工会議所、金融機関の支援担当者ら150人が大分市で開催された『事業承継支援のための研修会』に参加しました。

え、個人事業承継制度のポイントを。県経営創造金融課山口副主幹から、県の新しい施策や個人事業承継税制の申請手続きの説明があり、参加者は熱心にメモを取っていました。

I型 経営者交代タイプ
経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します
対象となる取組: 親族内承継、外部人材招聘など

II型 M&Aタイプ
事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します
対象となる取組: 合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転、株式譲渡など

昨年の法人の事業承継特例制度の創設に続いて、本年から個人版の事業承継税制が創設されたため、この制度の説明を中心とした内容でした。後継者の事業用資産取得に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度で、大分市の加藤税理士を講師に迎

- ① 多様な事業用資産が対象
② 相続税だけでなく贈与税も対象
③ 納税額の全額(100%)が納税猶予
④ 10年間の時限措置

編集後記
今では死語となり、昭和生まれが使っていた言葉に「余裕のよっちゃん」「冗談はよしこさん」「許してちょんまげ」などがあります。昭和生まれの企業では事業承継が進まず、相談もできずに廃業していく事例が増え続けています。国も承継のための施策、円滑な事業廃止支援も更に注力する計画です。数年前まで事業承継や廃業相談な禁句とされてきました。脳梗塞が一刻の猶予も許されないと同じように、余生を豊かに過ごすために少しでも早い承継対策が必要です。そのため、まずは、ご相談を!



今号のオススメ本

商工会や商工会議所の活用方法について書かれている本。
経理や労働保険、金融、取引の支援、国の補助金(持続化補助金、モノづくり補助金、事業承継補助金)申請の支援、販路開拓支援など、ご商売に関するあらゆる指導をしており、その支援内容が事細かく説明されています。原則無料で経営相談に乗ってくれる法律に基づいた認可法人です。未加入の方のみならず、加入している方も利用方法を知らずには絶好の書物です